**道の駅「神鍋高原」飲食施設プロデュース業務**

**公募型プロポーザル実施要項**

株式会社日高振興公社（以下「公社」という。）は、豊岡市（以下「市」という。）から指定管理を受けている道の駅「神鍋高原」（以下「道の駅」という。）において、飲食機能の魅力向上を図るため、レストランの運営パートナーとなる事業者を公募する。

本公募は、公社が運営主体を維持したまま、調理やメニュー企画等の中核業務を民間事業者にプロデュースしていただくものとする。レストラン全体の業務委託ではなく、 公社において道の駅の一体的な運営や、ブランド統制および収支状況の把握を行いながら、民間事業者の「料理力・企画力・現場力」を最大限に活かす。

１ 目的

本公募は、神鍋高原の自然・農産物・食文化を「食」の力で編集・発信し、道の駅を地域観光の核となる飲食拠点へと進化させることを目的とする。

２ 業務概要

⑴ 件名

道の駅「神鍋高原」飲食施設プロデュース業務

⑵ 業務の基本方針

　 本業務は、**施設全体の運営を丸ごと委託するものではありません。**公社が運営主体（最終責任者）となり、受託事業者が飲食のプロデュースにより現場を牽引する共同運営スタイルをとる。

ア 運営主体・最終責任

株式会社日高振興公社とする。

イ 委託事業者の役割

調理・メニュー企画を中心とした「飲食部門の中核」を担う。

ウ 管理権限

施設管理・会計・ブランド統制は公社が一元管理する。

※本業務は、従業員の雇用移管や、施設全体の一括運営委託ではない。

⑶ 委託業務内容

　 公社のスタッフと協力しながら、以下の業務を担う。

ア 調理および提供業務

・平日ランチ、土日祝ランチブッフェの調理業務の統括

・盛付・提供オペレーション（手順）の設計

・味・品質・衛生管理の総合的なディレクション

イ メニュー企画・開発業務

・地元食材（神鍋高原野菜、但馬の地域食材等）を活用したメニュー開発

・季節メニュー、限定メニュー、団体向け昼食、弁当等の企画提案

・カフェ、惣菜、夜間営業、地域の仕出し等に関するビジネスモデルの提案と構築

ウ 現場の統括管理

・厨房全体の段取り、スタッフへの作業指示（指揮命令権は業務範囲内に限る）

⑷ 公社の担当業務（委託しないこと）

以下のバックオフィスおよびインフラ業務は公社が継続して行う。

ア 施設管理

厨房施設・備品の購入や修理、光熱水費、通信費等の支払い

イ レジ

レジ業務、売上集計、会計処理全般

ウ ブランド管理

店名・ブランド管理、メニュー価格の最終決定

エ 連携調整

売店、温泉、イベントとの共同施策の調整

⑸ 契約形態

飲食施設プロデュース契約

（コンセプトの立案、メニュー構成、商品の企画開発、および現場指導）

⑹ 業務期間

契約締結から2027年3月31日まで

※市が行う飲食施設の改修後、公社からの委託に基づき、提案いただいた内容に沿って飲食施設のプロデュース業務を開始する。

　 ※公社と市との間の「道の駅神鍋高原の管理に関する基本協定」の期間が2027年3月31日までとなっているため、本業務の契約期間もそれに準じる。

　 市との協定が更新された場合は、本業務の運営状況や成果を踏まえ、契約の更新を検討する。

３．業務の具体的な考え方

⑴ 運営コンセプト

　ア 基本的な方向性

　「神鍋高原のおもてなしを象徴する施設」として、高原の雰囲気に調和した快適な空間と心地よいサービスを提供し、期待を裏切らない料理で、何度も訪れたくなる魅力ある飲食施設とすること。

　イ 地元食材の活用

神鍋高原をはじめとする但馬の食材を活用し、その付加価値を高める取組みを行うこと。なお、現在公社が提供している「神そば」は継続すること。

ウ 連携・協力

道の駅内の他施設（売店、神鍋温泉ゆとろぎ）や地域の体験事業者・観光事業者等と連携し、メニュー開発やサービスの提供を行うとともに、公社や地域団体等が実施する各種イベントに協力すること。

　エ 新たなニーズや多様なニーズへの対応

近隣ホテルの宿泊のニーズ（朝食・夕食）に配慮したメニュー提供や営業時間とすること。また、域外来訪者だけでなく、地域住民の利用にも配慮したメニューを提供すること。

　オ ホスピタリティの維持向上

飲食施設に対する要望や意見を把握し、利用者に対するきめ細かな対応に努め、常に質の高いサービス・ホスピタリティを保持すること。

⑵ 営業形態・メニュー構成

ア メニュー形式

平日はランチプレート等の定食形式の提供、土日祝は団体・多客に対応可能なランチブッフェ形式を基本とする。

イ 飲食施設の名称

新しい神鍋高原の顔となるようなアピール力のある名称とすること。ただし、公社・市との協議の上で決定する。

ウ 営業日及び営業時間

ａ 営業日

原則として、道の駅の開館日に合わせることとする。

ｂ 営業時間

条例の規定（9時から21時）に合わせる。ただし、事前許可により延長、短縮が可能とする。

エ 費用負担と管理区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 負担・  実施主体 | 備考 |
| 設備・備品 | 公社 | 厨房機器、家具、食器、レジ、PC等の購入・設置費 |
| 光熱水費・インフラ | 公社 | 電気、上下水道、ガス代、通信費、警備、保険料 |
| 運営経費 | 公社 | 消耗品費、廃棄物処理費、清掃、消毒委託費 |
| 人件費 | 公社 | 委託先スタッフ以外（公社雇用スタッフ）の人件費 |
| 日常の清掃 | 受託者 | 厨房・客席など営業で使用する範囲の日常清掃 |
| 危機管理 | 受託者 | 防火・事故対応マニュアルの作成、防災訓練への参加 |

オ レイアウトについて

客席・厨房内の機器の配置等については、公社と協議の上、変更可能とする。

４.その他

⑴ 契約候補者決定後、公社と協定締結までの期間に契約を辞退する場合、または、協定締結後、業務契約締結までの期間に契約を解除する場合は、違約金が発生する可能性があるので、注意すること。

⑵ 契約締結後、運営する権利等契約に基づく一切の権利を他人に譲渡、再委託、担保の用に供することはできない。

⑶ 公社及び市は、事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務について一切責任を負わない。

⑷ 次の各号に該当するときには、協定や契約を解除、又は変更することがある。

a 天変地異等により業務場所が使用不能になったとき

b 事業者が契約条件に違反したとき

c 事業者が応募者の資格に違反しているとき

d 公社が、市から指定管理者としての指定を取り消される等の場合

⑸ 協定、業務契約または個別契約に関連して知り得た当飲食施設部分の営業上、技術上その他一切の秘密を、業務契約の有効期間中はもちろん、その契約締結前および終了後においても、第三者に漏洩してはならない。

⑹ 業務に関し、保健所、消防署等の許認可を必要とする事項については、双方協議の上、日公社が負担する。

⑺ 施設の安全管理上必要な業務（防災訓練等）に、参加協力すること。

５. 飲食施設の概要

名 称：道の駅「神鍋高原」実習館

　 所 在 地：兵庫県豊岡市日高町栗栖野59-13

建　　物：鉄骨造・２階建

主な施設：１階 軽食堂(約84席)、２階 会議室(会議室の運営は含まず)

整備年次：1993年７月竣工。2026年8月改修完了（予定）

建物面積：1,216.96㎡（飲食施設：約350㎡（倉庫、通路及びトイレ含む）

６. 豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例に規定する休館日・開館時間

⑴ 休館日

具体的な規定はないが、市長への申請・承認により休館日を設けることができる

※現状水曜日定休

⑵ 開館時間

ア 道の駅本館

9時から19時

※現状9時から17時　土日祝は9時から17時30分

イ 道の駅実習館(レストラン)

９時から21時

※市長への申請・承認により変更することができる

※現状11時から16時30分

ウ 神鍋温泉ゆとろぎ

11時から21時

※現状平日13時から21時　土日祝は12時から21時　水曜日定休

７. 参加資格

　プロポーザルに参加できる者は次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

⑴ 市内に本店、支店若しくは営業所等がある事業者又は市内に住民登録のある個人であること。ただし、営業開始までの間に事業所を市内に開設する予定であれば応募できる。この場合、応募時の提出書類にその旨を明記すること。

⑵ 複数の事業者、個人で構成されるグループも可とする。この場合、グループを代表する法人又は個人を定め（以下「代表者」という。）、代表者が応募手続きを行うこと。なお、代表者及び構成の変更は原則として認めない。構成員のいずれかが別の応募者（別の応募グループの構成員を含む。）として重複して参加することはできない。また、重要な運営に関し業務委託を受けようとする事業者又は個人は、応募グループの構成員に該当することとする。

⑶ 豊岡市指名停止基準（令和6年4月豊岡市制定）による指名停止を受けていないこと。

⑷ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しないこと。

⑸ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てがなされていないこと。

⑹ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

⑺ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に定める暴力団、又は同条第６号に定める暴力団員に該当していないこと、及び豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第７条に規定する措置の対象に該当していないこと。

⑻ 国税、地方税を滞納していないこと。

⑼ 飲食店を営むにあたり、食品衛生法、薬事法等の関係法令に基づく許認可（届出を含む）については道の駅神鍋高原の現状の許認可とする。

⑽ 業務遂行のために行う打合せ等（道の駅「神鍋高原」等で開催予定）に参加できる者であること。

７. 報酬・条件

⑴ 委託料の考え方

委託料は、人件費の補填ではなく、 調理責任・企画力・売上創出への貢献に対する対価として設定する。

⑵ 報酬形態（想定）

最低保証額＋売上歩合制 ・最低保証額＋売上歩合 ：総売上高の数％or昨年実績を上回る数値の数％とする。

※具体的な金額・割合は、提案内容（従事者の人数等）を踏まえ協議のうえ決定する。

８. 募集内容

⑴ 募集方法

道の駅「神鍋高原」公式ウェブサイト等を通じて募集する。

⑵ 応募方法

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

a 参加申込書（様式１）

b 会社概要 （様式２）

c 業務実績調書（様式３）

業務実績を証明するもの（契約書の写し等）を添付すること。

d 財務諸表（法人及び個人）

前年度（直前決算期）及び前々年度の決算書類（損益計算書、貸借対照表）

e グループの場合、上記書類（構成員全て）に加え、次の書類も提出すること。

・グループの構成員表（様式４）

・グループ申込に係る構成事業者の委任状（様式５）

・グループ協定書の写しその他これに類する書類（任意様式）

イ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着）

ウ 提出部数

正本１部

⑶ 応募期限及び受付時間

ア 提出期限

2026年3月24日（火）17時まで

イ 提出先

株式会社日高振興公社 担当：上山 敦士

〒669-5372 兵庫県豊岡市日高町栗栖野59番地の13

ＴＥＬ：（0796）45-1331

ＦＡＸ：（0796）45-1338

　Ｅメール：michinoeki@michinoeki-kannabe.com

ウ 受付時間

9時から17時まで

⑷ 参加資格審査

応募事業者について、前記７に規定する参加資格の有無を審査する。

ア 参加資格審査結果の通知

全応募者に対し、参加資格の審査結果を2026年3月27日（金）までに電子メールにて通知する。併せて、その内容を書面にした文書を送付する。

イ 参加資格審査結果に関する質問

a 参加資格の審査の結果、参加資格を有しないとされた事業者は、その理由について、公社に説明を求めることができる。

b aの説明を求めようとする事業者は、2026年3月30日（月）17時（必着）までに、公社に書面を直接持参又は郵送により、説明を求めなければならない。

c 公社は、2026年3月31日（火）までに(イ)の質問に対する回答をする。

⑸ 質問・回答の実施

公募要項等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式２）を次のとおり提出すること。なお、電話、FAX又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限

2026年3月13日（木）12時まで

イ 提出先

(3)イに同じ

ウ 提出方法

電子メール（提出先：michinoeki@michinoeki-kannabe.com）

なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。

「道の駅「神鍋高原」飲食施設プロデュース業務質問書（□□）」（□□は会社等の名称）

エ 質問回答日

2026年3月19日（木）（予定）

オ 回答の方法

質問内容とその回答を道の駅「神鍋高原」公式ウェブサイト等に掲載する。なお、本業務の応募に必要と判断される質問のみ受け付けるものとする。

⑹ 辞退届の提出

参加申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

2026年3月30日（月）17時まで

イ 提出先

(3)イに同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、配達したことを証明できるものに限る。

エ 提出書類

辞退届（様式１０） １部

９. 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

⑴ 提出期限

2026年3月31日（火）17時まで

⑵ 提出先

(3)イに同じ

⑶ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着）

⑷ 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式６） 正本１部

イ 企画提案書（様式７）正本１部、副本5部

記載事項(例)

a コンセプトとセールスポイント

・過去のレストラン売上実績表

・道の駅のレストランを利用した独自の経営手法提案

・飲食施設のコンセプト・セールスポイント

・民間ホテル宿泊者ニーズなどの新たなニーズや地域内外の来訪者などの多様なニーズへの対応

・神鍋高原等の地元食材を活用したメニューや食材の付加価値向上のための取組み、メニューの価格設定等

・営業日・営業時間の設定とその考え方

・人員配置計画（現場責任者（予定者）の経歴、従業員の配置計画、業務実施体制等）

b 道の駅内の他施設、観光事業者等との連携・協力についての提案

c ホスピタリティの維持向上についての提案

d 広報戦略・集客戦略についての提案

e その他の自由提案

ウ 収支計画書（様式８）正本１部、副本5部

10. 日程（予定）

公表 2026年 3月01日（日）

質問受付締切 2026年 3月13日（金）12時まで

質問回答 2026年 3月19日（木）

参加申込書受付締切 2026年 3月24日（火）17時まで

企画提案書等受付締切 2026年 3月31日（火） 17時まで

書類審査 2026年 4月01日（水）

**プレゼンテーション審査 2026年 4月08日（水）※午後から（予定）**

結果通知 2026年 4月10日（金）

協定締結 2026年 4月 中旬（予定）

業務契約締結 2026年 5月10日（予定）

営業開始 2026年 ８月01日（土）（予定）

　　※道の駅神鍋高原の改修工事の状況により変更することがある。

11. 審査概要

⑴ 審査委員会

審査委員会を設置し、企画提案書等の審査を行う。

⑵ 審査方法

ア 評価

a 提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び審査ポイント等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

b 応募事業者の評価は加点方式により行う。

イ 審査の手順

a 第１次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者が４事業者以上あった場合、書類審査を行い、各委員の評価点を合計し、得点の高い順に上位４事業者までを、第２次審査の対象とする。

参加資格を満たすと判断された事業者が４事業者以下の場合は、参加資格を満たす全ての事業者を第２次審査の対象とする。

・第１次審査結果通知

通知時期 2026年4月1日（水）予定

通知方法 電子メールで通知

b 第２次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第１次審査を通過した事業者に対して、第２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行う。

・開催日 2026年4月8日（水）午後（予定）

・開催場所 道の駅「神鍋高原」 ２階会議室（予定）

・出席者 応募事業者１者につき３名以内とする

・説明事項 企画提案書を基に説明を行うこと

・参加通知 4月1日（水）を目途に通知する

・その他

プレゼンテーション20分、ヒアリング25分程度を予定。プレゼンテーションに必要な機器（スクリーン、プロジェクター、ホワイトボード）は公社が準備する。参加者は、プロジェクターに接続可能なパソコンを用意し、企画提案書がスクリーンに映せるように準備すること。

ウ 選定

下記に定める審査基準に基づき採点を行い、第２次審査の採点を第１次審査の採点に加味して契約予定者及び次点者を選定する。なお、審査の結果、最高点となった者が複数出た場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により契約予定者を選定する。

※評価点数の満点を100点に換算し、60点に満たない場合は、最高評点を獲得しても選定しない。

エ 最終審査結果

最終審査結果は、第２次審査参加者全てに2026年4月10日（金）までに書面で通知するともに道の駅「神鍋高原」公式ウェブサイト等で公表する。（予定）

12. 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

⑴ 書類審査（１次審査） プレゼンテーション審査（２次審査）

書類審査（１次審査）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 審査項目 | 審査のポイント | 重要度 |
| 会社の経営力、業務実績 | 会社概要、業務実績 | ・従業員の規模、経営状況  ・他への出店状況　等 | 〇 |
| 企画提案書 | ①コンセプトとセールスポイント | ・過去のレストラン売上実績表  ・道の駅のレストランを利用した独自の経営手法提案  ・飲食施設のコンセプト・セールスポイント  ・民間ホテル宿泊者ニーズなどの新たなニーズや地域内外の来訪者などの多様なニーズへの対応  ・神鍋高原等の地元食材を活用したメニューや食材の付加価値向上のための取組み、メニューの価格設定等  ・営業日・営業時間の設定とその考え方 | ◎ |
| ②道の駅や地域等との連携、協力 | ・道の駅や神鍋温泉ゆとろぎと連携した店舗運営の基本方針  ・道の駅や地域団体等への協力体制  ・道の駅の集客につながる提案  ・地元雇用の創出や地域活性化への取組み　等 |
| ③ホスピタリティの維持向上 | ・利用者の利便性を高めるための工夫 等 |
| ④広報戦略・集客戦略 | ・来店者や道の駅等の利用者、神鍋高原へ来訪者を呼び込むための工夫  ・飲食を目的とした来店者を増やすための提案等 |
| 収支計画の妥当性 | 収支計画 | ・収支計画の実現可能性 等 | ◎ |
| その他業務の目的を達成するために有効な事項 | | ・上記評価項目以外の独自の提案・工夫 等 | 〇 |

⑵　プレゼンテーション審査（２次審査）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 審査項目 | 審査のポイント | 重要度 |
| プレゼンテ―ション | 業務に対する意欲、説明内容及び資料 | ・業務に取り組む意欲、熱意、積極性  ・説明内容及び資料の内容　等 | ◎ |

13. 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約予定者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

⑴ 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの

⑵ 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない

⑶ 提出書類に不備がある場合

⑷ 書類等の提出、回答、報告等、公社が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合

⑸ 提出した書類等に虚偽の記載があった場合

⑹ 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と公社が判断した場合

14．契約

⑴ 手続の進め方

契約予定者選定後、公社と協定締結に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに協定締結の手続きを行うものとする。なお、特定された者は必要に応じて必要書類を提出するものとする。

⑵ 2026年４月（予定）に公社と事業者との間で飲食施設プロデュース業務委託契約を締結する。

⑶ 契約書は、公社が準備するものを使用する。

15. その他留意事項

⑴ 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。

⑵ 提出された企画提案書等は返却せず、公社の文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。

⑶ 提出された企画提案書等は、公社の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約予定者となった場合、業務実績として公社の名前を挙げることは可能であるが、業務内容の詳細については、公社の許可なく開示できない。

⑷ 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。

⑸ 企画提案書の提出は、１者及び１グループにつき１案とする。

⑹ 企画提案書を提出するにあたり他社の協力を得た場合はその旨を明記すること。

⑺ 参加申込業者に関しては公表しない。

⑻ **審査に係る電話等での問合せには応じない。**

⑼ **審査に対する異議を申し立てることはできない。**

⑽ 成果品の著作権は公社に帰属する。

16. 問合せ先

株式会社日高振興公社 担当：上山 敦士

〒669-5372 兵庫県豊岡市日高町栗栖野59番地の13

ＴＥＬ：（0796）45-1331

ＦＡＸ：（0796）45-1338

Ｅメール：michinoeki@michinoeki-kannabe.com